

令和 8 年 8 月 1 7 日

南相馬市農業委員会
8 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和8年8月17日(月) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

(1) 農業委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	出	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	欠	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	出	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	出			

(2) 農地利用最適化推進委員

地区	氏 名	出欠
小高区	天 野 浩 一	出
鹿島区	浦 島 英 幸	出
原町区	木 幡 栄	欠

2. 出席職員

(1) 事務局

局 長 戸浪 誠 次 長 大坪 勇彦 主 査 林 雄司
主 査 宮本 達男 副主査 福島 沙奈

(2) 農地集積課

主 査 遠藤 昌治 主 査 江口 秀則

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	報告第 22 号 専決処分の報告について
日程第 4	報告第 23 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 6	議案第 81 号 農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 7	議案第 82 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 8	議案第 83 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 9	議案第 84 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 12	議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 88 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 89 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 90 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 16	議案第 91 号 現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和８年８月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、２番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１６番委員、１７番委員、１８番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。７月２５日、南相馬市民文化会館“ゆめはっと”において、市制施行２０周年・東日本大震災１５年式典に出席いたしました。また、当日は多数の農業委員も出席されたことを申し添えます。

次に、８月４日、第１回農業者年金加入促進実践研修会に、ＷＥＢ会議にて参加いたしました。また、事務局職員も参加したので、研修の内容を業務に活用されることを望みます。

次に、８月５日、南相馬市役所において、「第１回南相馬市一般廃棄物処理施設建設事業検討委員会」が開催され、委員長・副委員長を選出後、事務局から「これまでの経過」、「委員会の方針と今後のスケジュール」について説明を受けました。

次に、８月１０日、１ヘクタール以上の農地転用に伴う現地調査があり、福島県常設審議委員である新地町農業委員長、市の農地専門委員長、副委員長、小高区内の地区担当農業委員とともに、転用する農地を調査しました。詳細は本日の議案審議にて報告されます

以上をもって、諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第２２号「専決処分の報告について」を議題といたします。報告が４件ございますが、このうち専決第１０号及び第１１号の２件、また専決第１２号及び第１３号の２件については、それぞれ趣旨が同じため、一括して報告をいただき、審議をお願いします。

では、はじめに専決第１０号から第１３号までについて、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２２号、専決第１０号から専決第１１号についてご説明いたします。議案書の３ページから４ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が、農地の出し手及び受け手の双方からありましたので、農業経営基

盤強化促進法第16条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び買い手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に係る結果については、報告第23号にて報告いたします。

続いて、専決第12号から専決第13号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出が、農地の出し手及び受け手の双方からありましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、農地の出し手及び買い手それぞれに対して、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に係る結果については、報告第23号にて報告いたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第23号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。まず、整理番号1番について、主任調整委員の1番委員からの報告を求めます。

1番委員 報告第23号整理番号1番についてご説明いたします。議案書の7ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を、同時に行ったものです。去る8月6日の午前11時より、南相馬市役所北庁舎1階会議室で、出し手1名、受け手1名、調整委員2名、事務局1名により開催しました。協議内容についてご説明いたします。まず「出し手から公社への売買」について申し上げます。出し手側から、田10アールあたり30万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、田10アールあたり30万円で公社が購入することとなりました。売買代金は255万5,100円となり、公社手数料として2万5,500円を差し引き、支払額は252万9,600円となります。

次に「公社から受け手への売買」について申し上げます。公社側から、田10アールあたり30万6,586円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意しました。売買代金は諸経費等5万6,100円を含め、261万1,192円となりました。なお、この件は、議案第81号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど、ご審議の方よろしく願います。以上です。

議 長 次に、整理番号２番について、主任調整委員の１３番委員からの報告を求めます。

１３番委員 報告第２３号整理番号２番についてご説明いたします。議案書の８ページになります。この案件は、出し手から公社への売買と、公社から受け手への売買を、同時に行ったものです。去る８月６日の午前１１時３０分より、南相馬市役所北庁舎１階会議室で、出し手１名、受け手１名、調整委員２名、事務局１名により開催しました。協議内容についてご説明いたします。まず「出し手から公社への売買」について申し上げます。出し手側から、畑１０アールあたり３５万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、畑１０アールあたり３５万円で公社が購入することとなりました。売買代金は９９万８，２００円となり、公社手数料として９，９００円を差し引き、支払額は９８万８，３００円となりました。

次に、「公社から受け手への売買」について申し上げます。公社側から、畑１０アールあたり３５万８，７３０円の価格が提示され、受け手側もこの金額で合意しました。売買代金は諸経費等２万４，９００円を含め、１０２万３，１００円となりました。なお、この件は、議案第８１号の農用地利用集積等促進計画に載せてありますので、後ほど、ご審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第５、報告第２４号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第２４号についてご説明いたします。議案書の９ページから１０ページになります。今回、９件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、議案書の１０ページ、整理番号９番について、当事者の住所の記載が不足しておりましたので、正誤表をお渡ししております。大変申し訳ございません。ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、議案第 8 1 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。提案者、農地集積課からの説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 1 号についてご説明いたします。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求めるものです。議案書の 1 1 ページから 1 5 ページになります。対象地区は 4 地区で所有権移転が 4 件、利用権設定が 8 件となります。議案書の 1 2 ページ、整理番号 1 番及び 2 番につきましては、鹿島区寺内地区における売買による所有権移転となり、報告第 2 3 号整理番号 1 番に係る案件となります。また、整理番号 2 番の譲受人の部分に訂正がございますので、正誤表にてご確認をお願いします。

 議案書の 1 3 ページ、整理番号 1 番及び 2 番につきましては、原町区一般地区における売買による所有権移転となり、報告第 2 3 号整理番号 2 番に係る案件となります。また、整理番号 2 番の譲受人の部分に訂正がございますので、正誤表にてご確認をお願いします。なお、所有権移転の対価につきましては、所有権移転調整会議において、双方合意の上で決定しております。

 議案書の 1 4 ページ、整理番号 1 番から 4 番につきましては、鹿島区浮田地区における担い手への集積による新規契約となります。整理番号 5 番から 6 番につきましては、鹿島区寺内地区における所有権移転に伴う新規契約となります。

 議案書の 1 5 ページ、整理番号 1 番及び 2 番につきましては、原町区一般地区における新規契約となります。いずれの案件も賃借料につきましては、貸し手借り手双方合意の上で決定しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 8 2 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。提案者、農地集積課から説明を求めます。

農地集積課 議案第 8 2 号についてご説明いたします。議案書の 1 6 ページから 2 5 ページになります。今回提出されました南相馬農業振興地域整備計画の変更申出は、小高区村上福岡地区及び小高北部地区で進めておりますほ場整備事業に伴い、従前地を本換地までに編入するための変更申出になります。編入の内訳として、1 6 3 筆、4 万 8 , 8 8 4 . 9 4 m²になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 8 3 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 3 号についてご説明いたします。議案書の 2 6 ページになります。3 条許可を受けた所有権移転の取消願が 1 件となります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。本件は、令和 8 年 6 月の農業委員会定例総会において、贈与で農地法第 3 条の所有権移転の許可を受けたものです。このたび、所有権移転について売買で行う予定であったが、錯誤により、贈与で申請し許可を受けてしまっていたことが、法務局での登記手続きを行うにあたり、誤りが発覚したため、許可取消の願出を行うものです。また、関連議案として議案第 8 4 号で、改めて売買での農地法第 3 条所有権移転の許可申請をお諮りいたしますので、後ほど、ご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 8 4 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該

当する案件が1件ありまして、該当案件を先に審議いたします。円滑な議事の進行に、ご協力をお願いいたします。それでは先ず、申請番号7番を審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、4番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号7番の説明を求めます。

事務局 議案第84号申請番号7番についてご説明いたします。議案書の28ページになります。申請番号7番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。4番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、残り全部について説明を求めます。

事務局 議案第84号の残りの案件についてご説明いたします。議案書の27ページから29ページになります。申請番号1番から8番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第 10、議案第 85 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 85 号についてご説明いたします。議案書の 30 ページになります。申請番号 1 番について、詳細は記載のとおりです。議案第 90 号申請番号 1 番の関連議案となります。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。

 なお、譲渡人・譲受人それぞれの年齢について、訂正がございましたので、正誤表にて確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 86 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。なお、この議案は議事参与の制限に該当します。農業委員会法第 31 条の規定により、18 番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

 （休議）

議 長 再開します。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 86 号についてご説明いたします。議案書の 31 ページ、申請番号 1 番

について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、農作物保管及び出荷作業場等を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 8 6 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 8 月 1 0 日午後 2 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。1 8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 8 7 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 8 7 号についてご説明いたします。なお、正誤表のとおり、申請番号 1 番については、申請人より取下げの申出がありましたので、よろしくお願いいたします。議案書の 3 2 ページ、申請番号 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 2 番については、集落接続事業により、実家近くに新たに一般住宅を建築する農地転用です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番は、正誤

表のとおり、取下げとなります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 8 7 号申請番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 3 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 8 月 6 日午前 11 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 88 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 88 号についてご説明いたします。議案書の 33 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号 1 番については、申請地周辺での連続した住宅建築に伴い、資材置場を造成するための農地転用です。

申請番号 2 番については、野立型太陽光発電施設を設置するための農地転用です。なお、本件は農地転用面積が 1 ヘクタールを超えていることから、福島県の常設審議委員会に付議する案件となります。また、現地調査は、地区担当常設審議委員である新地町農業委員会長のほか、本市農業委員会長、農地専門委員長、副委員長、小高区の各地区担当農業委員及び事務局が立ち会ったことを申し添えます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 88 号申請番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 4 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 8 月 6 日午前

9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、6番委員。

6番委員 議案第88号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る8月10日午後1時45分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第89号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第89号についてご説明いたします。議案書の34ページ、申請番号1番から2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号1番及び2番については、市の発注事業に伴い、現場事務所及び資材置場を設置するための、一時転用事業となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番及び2番について、7番委員。

7番委員 議案第89号申請番号1番及び2番について、現地調査の結果を報告いたします。申請番号1番及び2番ともに、被設定人と申請内容が同一であることから、一括で報告いたします。現地案内図は6ページになります。申請内容は記載のと

おりです。去る８月６日午前８時３０分頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１５、議案第９０号「農地法第５条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第９０号についてご説明いたします。議案書の３５ページ、申請番号１番から２番について、土地の所在、地番、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足としまして、申請番号１番については、既存の営農型太陽光発電施設について、３年間の一時転用期間が満了したことから、一時転用期間を更新するものです。

 申請番号２番については、野立型の太陽光発電施設を設置するための農地転用です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号１番について、１０番委員。

１０番委員 議案第９０号申請番号１番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は７ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る８月１４日午後２時頃より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号２番について、１１番委員。

１１番委員 議案第９０号申請番号２番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は８ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る８月６日午後

2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 申請番号 1 番について、収穫量や販売額についての報告はあったのでしょうか。

事務局 収穫量等につきましては、令和 8 年 2 月頃にその年度の収量報告がありました。営農作物が柿でございまして、現在、販売できる程度の収量までには至っておりません。ただし、これは当初計画通りの内容であり、営農してから 6 年後から収量が徐々に増える予定でございまして、現在は育成中の段階になります。なお、育成中ではありますが、年間 5 0 個程度は実っていると報告を受けているところです。

議 長 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

1 7 番委員 3 年前に前会長と現地調査をした際は、排水対策が実施されておらず、柿は植えてありましたが全く育っていない状況でした。今回の現地調査では、柿の生育状況がどうだったかお聞かせください。

1 0 番委員 柿については、一部ですが実を付けており、順調に生育していると判断しました。また、暗渠排水や側溝も計画通りに設置されていたので、問題なしと判断しました。

1 7 番委員 分かりました。

議 長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 91 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 91 号についてご説明いたします。議案書の 36 ページから 38 ページ、申請番号 1 番から 8 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号 7 番の 2 筆と申請番号 8 番の 1 筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員が現地調査を欠席となったことから、後ほど、事務局より報告させていただきます。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査を行った委員が当日欠席のため、事務局から報告をお願いします。申請番号 1 番から 8 番について、事務局。

事務局 議案第 91 号申請番号 1 番から 8 番について、現地調査の報告をいたします。去る 8 月 6 日午後 1 時より、推進委員 2 名、事務局 1 名、合計 3 名で現地調査を行いました。申請番号 1 番から 4 番について、現地の状況が同様なため、一括して報告いたします。現地案内図は 9 ページから 12 ページです。申請のあった 7 筆については、山林化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 5 番について、報告いたします。現地案内図は 13 ページです。滝尻 16 番から 49 番の 11 筆については、原野化し、水利もないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。滝尻 92 番については、山林化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 6 番について、報告いたします。現地案内図は 14 ページです。滝尻の 2 筆については、原野化し、水利もないため、農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。八木平の 1 筆については、山林化しており農地として利用することが困難なことから非農地と判断しました。

次に、申請番号 7 番について、報告いたします。現地案内図は 15 ページです。滝尻 53 番及び 54 番については、草刈り等されており農地として利用可能なことから、農地と判断しました。滝尻 85 番及び 86 番については、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

次に、申請番号 8 番について、報告いたします。現地案内図は 16 ページです。滝尻 57 番 1 については、草刈り等されており農地として利用可能なことから、農地と判断しました。滝尻 56 番 1 から 56 番 2、63 番から 69 番、147 番 1 の 7 筆については、原野化しており農地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。滝尻 90 番から 100 番については、山林化しており農

地として利用することが困難なことから、非農地と判断しました。

以上 8 件について現地調査の報告といたします。皆様方のご審議よろしくお
願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 3 件及び議案 1 1 件、合わせて 1 4 件の審
議を全て終了いたしました。これをもちまして、8 月定例総会を閉会いたします。
各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

（閉会 午後 2 時 2 4 分）

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

議事録署名人（ 1 6 番・ハマナ ヒロユキ）

議事録署名人（ 1 7 番・ハンガイ マチコ）

議事録署名人（ 1 8 番・ツカノ クニヨシ）
